

## 令和5年度 運営指導における主な指導事例 (小規模多機能型居宅介護に関する事項)

### 1 運営基準

#### (1) 居宅サービス計画の作成について

##### 【事例】

継続して福祉用具貸与を位置づけていたが、福祉用具貸与事業者に対して一度もモニタリングを実施していない。

ア 介護支援専門員は、実施状況の把握(モニタリング)に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行う必要があります。

#### (2) 地域との連携等について

##### 【事例】

運営推進会議の出席者が適切でない。

ア 構成員は利用者、利用者の家族、地域住民の代表者等（町内会役員、民生委員、老人クラブの代表者等）、市町村の職員又は地域包括支援センターの職員、当該サービスについて知見を有する者等とされています。構成員が出席できる日程で運営推進会議を行うよう努めてください。